

第VI編

租税および予算について

第I章

国家租税制度について

第I節 一般原則について

第145条 連邦，州，連邦区および市郡は，下記の租税を設定することができる：

I - 租税；

II - 警察権の行使を理由とするまたは納税者に提供されもしくはその利用に供される，特定かつ分割可能な公役務の実際的または潜在的な使用にもとづく手数料；

III - 公共事業を原因とする受益者負担。

§ 1 租税は，でき得る限り常に対人税とし，納税者の経済能力に従って累進する。租税行政は，特に，これらの目的に実効性を付与するため，個人の権利を尊重しかつ法律に従って，納税者の財産，所得および経済活動を確定する権限を有する。

§ 2 手数料は，租税に固有の課税標準をもつことができない。

第146条 次の事項は、補足法に属する：

- I - 連邦、州、連邦区および市郡間の租税事項における管轄権の抵触について定めること；
- II - 課税権の合憲的限界を規律すること；
- III - 特に、下記の事項について、税法上の事項における一般規範を定めること：
 - a) 租税およびその種類の定義、ならびに本憲法で区分された租税との関係で、それぞれの所得発生事実、課税標準および納税者の定義；
 - b) 納税義務、課税、債権、時効および除斥期間；
 - c) 協同組合が行う協同行為に対する適正な税の取扱い。

第147条 連邦は、連邦直轄領においては州税を、および直轄領が市郡に分割されていないときには市郡税を、併合的に賦課する権限を有する。連邦区には、市郡税を賦課する権限が属する。

第148条 連邦は、補足法をもって、下記のために、強制借上げを設定することができる：

- I - 公共災害、対外戦争またはその危急を原因とする臨時の支出を支弁するため；
- II - 第150条のIII b) の規定に従い、緊急かつ重大な国の利益に関する公共投資の場合において。

単項 強制借上げから支弁された資金の使用は、その制度の事由となった支出に拘束される。

第149条 第146条のIIIおよび第150条のIおよびIIIの規定に従い、第195条§ 6 における負担金に関する規定を妨げることなく、連邦は、経済領域への介入および職業または経済部門の利益に関する社会的分担金を、当該分野におけるその活動手段として設定する権限を排他的に有する。

単項 州、連邦区および市郡は、その公務員の利益を目的とする社会保障援護制度の費用のために、該公務員から徴収する負担金を制定することができる。

第II節 課税権の制限について

第150条 納税者に対し確保された他の保障を妨げることなく、次の事項は、連邦、州、連邦区および市郡に対して禁止される：

I - 法律で制定していない租税を要求しまたは増額すること；

II - 平等の地位にある納税者間に不平等の取扱いを設けること。所得、名義または権利の法的な名目とは無関係に、従事する職業または職務を理由とするいかなる差別も禁止される。

III - 下記の税を徴収すること；

a) 税を制定しまたは増額した法律の発効前に生じた所得発生事実に関する税；

b) 税を制定しまたは増額した法律が公布されたと同一の会計年度における税；

IV - 没収の効果のために租税を用いること；

V - 州際または市郡間の課税の方法により、人または商品の交通に制限を設けること。ただし、公権力が保持する交通路の使用料金の徴収は妨げない；

VI - 下記に対して課税すること；

a) 連邦、州、連邦区、市郡の間で、一方が他方の財産、所得または役務に対して；

b) 宗派を問わず寺院に対して；

c) 法律の要件を備えた、非営利の財団を含む政党、労働者組合団体、教育機関および社会援護施設の財産、所得または役務に対して；

d) 書籍、新聞、定期刊行物およびこれらの印刷に割り当てられた用紙

に対して。

- § 1 III号 b) の禁止は、第153条の I, II, IV, V および第154条 II に定める税に対しては適用されない。
- § 2 VI号 a) の禁止は、公権力により設立され、かつ維持されている独立行政機関および財団の本質的目的と関連するまたはその目的に由来する財産、所得および役務に関する場合、これらの団体に及ぶ。
- § 3 VI号 a) および前項の禁止は、民間事業に適用し得る規範によって規律される経済活動の開発に関連する、または利用者が反対給付を受けもしくは価格または料金の支払いを行う事業に関連する財産、所得および役務には適用がなく、また、購入の約束をなしたものに、その不動産に関する税納付の義務を免除しない。
- § 4 VI号 b) および c) の禁止は、これらに言う団体の本質的目的に関連する財産、所得および役務のみを含む。
- § 5 法律は、消費者が商品または役務に賦課されている税を明白に知るための手段を決定する。
- § 6 租税または社会保障の事項を含むいかなる赦免もしくは軽減も、連邦、州または市郡の特別法によってのみ付与される。

第151条 次の事項は、連邦に対して禁止される：

- I - 全国において均一でないまたは州、連邦区もしくは市郡に対し、他の損害をもって、一方を差別または優遇することになる租税を設定すること。ただし、国の異なる地域間の社会経済開発計画の均衡を促進するための税制上の奨励の付与は認める；
- II - 州、連邦区および市郡の公債からの所得、ならびにこれらの公的代理機関の報酬および収入に対し、各債権および代理機関につき定められた率を上回る水準で課税すること；
- III - 州、連邦区または市郡の管轄する税の免除を設定すること。

第152条 州，連邦区および市郡に対して，いかなる種類の財および役務の間にも，その出所または仕向地を理由として，租税の差別を設けることは禁止される。

第III節 連邦税について

第153条 連邦は次のものに対し，租税を設定する権限を有する：

- I - 外国産品の輸入；
- II - 国産品または国産化された製品の外国向け輸出；
- III - あらゆる種類の所得および収入；
- IV - 工業製品；
- V - 信用，為替および保険，または有価証券に関する取引；
- VI - 農地所有権；
- VII - 補足法の規定に従う大きな財産；

§ 1 法律で定める条件と制限を遵守して，行政府は，I，II，IVおよびV号に列挙する租税の税率を変更する権限を有する。

§ 2 III号に定める租税は，下記に従う：

- I - 法律の形式に従い，一般的，普遍的累進的基準にもとづいて通知される；
- II - 法律に定める規定および制限に従い，連邦，州，連邦区および市郡の社会保障から，65歳を超え，かつ全所得が専ら労働所得からなる者に支払われる年金付退職および恩給から派生する所得収入に対しては，課税しない。

§ 3 IV号に定める租税は，下記に従う：

- I - 製品の重要性に応じ，選択的である；
- II - 累積的であってはならず，各取引において賦課される税は，それ以前の取引で徴収された税額と相殺される；
- III - 外国向けの工業製品には課税しない。

§ 4 VI号に定める租税は、非生産的所有地の保有を制肘する形式で定められた税率を有し、また、法律で定められた小農耕作地には、所有者が単独もしくは家族とともに耕作し、他に不動産を有しないとき、課税しない。

§ 5 金は、金融資産または為替手段として法律で定められている場合、専ら本条の主文のV号に言う租税賦課に従い、初回取引において賦課される。最低税率は1パーセントとし、下記の条件にもとづく徴収済の税額の移転が保障される：

- I - 取引原地に従い、州、連邦区または直轄領に対して30パーセント；
- II - 取引原地の市郡に対して10パーセント。

第154条 連邦は次のものを設定することができる。

- I - 補足法に従い、前条に定めたもの以外の租税。ただし、累積的であってはならず、かつ本憲法に明記したものに該当する所得発生事実または課税標準を有していないことを条件とする。
- II - 危急または対外戦争の場合において、その課税権に含まれていると否とにかかわらず、臨時課税。この税は、その創設の事由が消滅した後は漸次廃止される。

第IV節 州税および連邦区税について

第155条 州および連邦区は、次の事項を設定する権限を有する：

- I - 下記に関する租税；
 - a) 死亡および贈与を事由とする、一切の財産または権利の移転；
 - b) 商品の流通ならびに州際または市郡間の輸送および通信の役務の提供に関する取引。ただし、取引および提供が外国において開始されたものを含む；
 - c) 自動車の所有権；
- II - 資本利益、利得および所得に関する第153条III号に定める課税の名目

で、当該地域に住所を有する自然人または法人により連邦に対して支払われる税の5パーセントを上限とする追加税；

§1 I号a)に定める租税：

I - 不動産およびその権利に関しては、財産が所在する州または連邦区の管轄に属する；

II - 動産、証券および債券に関しては、財産の目録作成もしくは登記の手続をとるまたは贈与人が住所を有する州、または連邦区の管轄に属する；

III - 下記の場合、補足法により規律される税の設定に対して管轄を有する：

a) 贈与人が外国に住所または居所を有しているとき；

b) 財産を所有していた被相続人 (*de cujus*) が外国に居所または住所を置いていたとき、またはその財産目録の作成手続が外国でとられたとき。

IV - 連邦上院が定める最高税率を有する。

§2 I号b)に定めた租税は、下記の事項に従う：

I - 累積的であってはならず、当該州もしくは他の州または連邦区により、商品の流通または役務の提供の各取引において賦課される税は、それ以前の取引において徴収された税額と相殺される；

II - 法律に反する規定がある場合を除いて、免税または無税は次のとおりとする：

a) 後続の取引または役務の提供において賦課される税額と相殺するための債権を容認しない；

b) 以前の取引に関連する債権の無効をもたらす；

III - 商品および役務の重要性に応じ、選択的なものとする；

IV - 共和国大統領または上院議員の3分の1の発議の下に、連邦上院の絶対多数によって承認された決議は、州際および輸出の取引または役務の提供に適用し得る最高税率を定める；

V - 連邦上院は、次の事項につき権限を有する。

a) 所属議員の絶対多数の発議と3分の1の承認にもとづく決議を経て、

州内取引の最低税率を定めること；

- b) 所属議員の絶対多数の発議と3分の2の承認にもとづく決議を経て、州の利益を含む特定の紛争を解決するために、同一の取引における最高税率を定めること；

VI - XII号g)の規定に従い、州および連邦区の反対の議決がある場合を除いて、商品の流通および役務の提供に関する取引において、州内取引の税率は、州際取引で定められた税率を下回ることはできない；

VII - 他の州に所在する最終消費者に商品および役務を仕向ける取引および提供に関しては、次の事項を採用する：

- a) 仕向先が納税者であるとき、州際税率；
b) 仕向先が納税者でないとき、州内税率；

VIII - 前号a)の場合において、州内および州際税率の差に相当する課税は、仕向先の所在地の州に属する；

IX - 下記の事項に対しても課税する：

- a) 消費または事業所の固定資産に仕向けた商品に関するときにおいても、外国から輸入された商品の引渡しおよび外国において提供された役務に関して。ただし、租税は、商品または役務の仕向先の事業所が所在する州に属する；
b) 商品が市郡の課税権に含まれない役務をもって提供されるとき、取引の総額に関して；

X - 下記には課税しない：

- a) 工業製品を外国に仕向ける取引に関して。ただし、補足法に定める半製品は除く；
b) 潤滑油、燃料油または燃料ガスの石油派生品を含む石油および電力を他の州に仕向ける取引に関して；
c) 第153条§5に定める場合において、金に関して；

XI - 納税者間で工業生産または販売に仕向けられた生産物に関して行われた取引が、2つの税の所得発生事実を構成するとき、工業製品に関する

税額は、その課税標準に含まない；

XII- 次の事項は、補足法の規定に属する：

- a) 納税者を決定すること；
- b) 租税の代替について定めること；
- c) 租税の相殺の制度を規律すること；
- d) 税の徴収と責任ある事業所の確定のために、商品の流通および役務の提供に関する取引の場所を定めること；
- e) 外国向けの輸出において、X a) に定めたもの以外の役務と製品を租税賦課から除外すること；
- f) 他の州への送出しおよび外国向けの役務および商品の輸出に関する信用の維持の場合を予め定めること；
- g) 州および連邦区の審議を経て、免税、税制上の奨励および恩典が付与されかつ取り消される形態を規制すること；

§ 3 本条の主文の I 号 b) および第153条 I および II ならびに第156条 III に定める租税を除いて、国内の電力、燃料油、燃料ガス、潤滑油および鉱物に関する取引に対しては、他のいかなる租税も賦課されない。

第V節 市郡税について

第156条 市郡は次のものに対し、租税を設定する権限を有する：

- I - 市街地の家屋と土地の所有権；
- II - 名目のいかなを問わず、生来的または物理的取得による不動産または不動産上の物権の生前 (*inter vivos*) の移転。ただし、不動産の担保物権およびその取得権の譲渡を除く；
- III - 軽油を除く燃料油および燃料ガスの小売販売；
- IV - あらゆる種類の役務であって、補足法に規定され、かつ第155条 I b) に含まれないもの；

§ 1 I 号に定めた租税は、市郡法の規定に従い、所有権の社会的機能の履行

を保障する形式で、累進制とすることができる。

§ 2 II号に定めた租税は、次のとおりとする。

I - 資本の払込みにおいて法人の資産に組入れられる財または権利の移転には賦課されず、また、法人の吸収合併、新設合併、分割もしくは資本の消滅を事由とする財または権利の移転にも賦課されない。ただし、後者の場合において、取得者の主たる事業がこれらの財もしくは権利の売買、不動産賃貸借または商事賃貸借であるときはこの限りでない；

II - 財産の所在する市郡が課税の権限を有する。

§ 3 III号に定める租税は、同一の取引に関して、第155条 I b) に定めた州税の賦課を排除しない。

§ 4 次の事項は補足法の規定に属する：

I - IIIおよびIV号に規定した最高税率を定めること；

II - IV号に定めた租税賦課から外国向けの役務の輸出を除外すること。

第VI節 租税収入の配分について

第157条 次のものは州および連邦区に属する：

I - 州および連邦区ならびにこれらが設立しかつ維持している独立行政機関および財団によって、名目のいかんを問わず支払われた所得において源泉徴収されるあらゆる種類の所得および収入に関する連邦税の徴収額；

II - 第154条の I により与えられた権限を行使して連邦が設定した租税の徴収額の20パーセント。

第158条 次のものは市郡に属する：

I - 市郡およびこれが設立しかつ維持している独立行政機関および財団によって、名目のいかんを問わず支払われた所得において源泉徴収されるあらゆる種類の所得および収入に関する連邦税の徴収額；

II - 市郡に所在する不動産に関連して、農地所有権に関する連邦税の徴収

額の50パーセント；

III - その領域内で許可された自動車の所有権に関する州税の徴収額の50パーセント；

IV - 商品の流通に関する取引ならびに州際および市郡間の運送および通信の役務提供に関する州税の徴収額の25パーセント。

単項 IV号にいう市郡に属する税収部分は、次の基準に従い、貸方に記帳される。

I - その領域内で行われた商品の流通に関する取引および役務の提供において付加された価値に比例して、最低4分の3；

II - 州法の定めるところに従い、または直轄領の場合においては、連邦法に従い、4分の1まで；

第159条 連邦は、次のものを交付する：

I - あらゆる種類の所得および収入ならびに工業製品に関する租税の徴収額から、次の形式において47パーセント；

a) 21.5パーセントを州および連邦区の協同基金へ；

b) 22.5パーセントを市郡の協同基金へ；

c) 3%を地域開発計画に従い、地域的性格を有する金融機関を通じて、北部、東北部、中西部の生産部門に対する融資計画に使用するため。ただし、法律の定めるところに従い、地域に割り当てられた資金の半分は、東北部の半乾燥地に対して保証する；

II - 工業製品に関する租税の徴収額から、工業製品の各輸出高に比例して、10パーセントを州および連邦区へ。

§ 1 I号に定めるところに従って行われる交付額の算定の効果のため、第157条Iおよび第158条Iの規定の範囲で、州、連邦区および市郡に属するあらゆる種類の所得または収入に関する租税の徴収部分を除外する。

§ 2 いずれの連邦構成単位に対しても、II号にいう税徴収額の20パーセントを超える部分を振向けることはない。ただし、超過額があるとき、そこに

定めた分配基準を他の参加者に関して維持し、これらの者の中で分配しなければならない。

§ 3 州は、管内の各市郡に対して、第158条の単項 I および II に定めた基準を遵守し、II号の条件で収納する資金の25パーセントを交付する。

第160条 本節において、州、連邦区および市郡に属する資金の交付および使用に対して留保もしくは何らかの制限を付すことは禁止される。この資金には租税に関連する付加金および追加金が含まれる。

単項 この禁止は、連邦が資金交付の条件をその債権の支払いとすることを妨げない。

第161条 次の事項は、補足法の規定に属する：

I - 第158条の単項 I の規定のために、付加価値を決定すること；

II - 第159条にいう資金交付に関する規範、特に州間および市郡間の社会経済的均衡の促進を目的とする I 号に定める基金の分配比率の基準に関する規範を定めること；

III - 第157条、第158条および第159条に定める割当て額の算定ならびに基金持分の弁済における受益者の監視について定めること。

単項 連邦会計検査院は、II号にいう協同基金に関する基金持分の算定を行う。

第162条 連邦、州、連邦区および市郡は、徴税月の翌月の最終日までに、税ごとの徴収高、収納資金、交付されたまたは交付される税を源泉とする額ならびに分配比率の基準に関する数値式を公表する。

単項 連邦により公表される資料は、州および市郡ごとに区分し、また州の資料は市郡ごとに区分する。

第II章 公共財政について

第I節 一般規範

第163条 補足法は下記の事項について定める：

- I - 公共財政；
- II - 独立行政機関，財団および公権力が統制する他の団体のものを含む内外の公債；
- III - 公共団体による保証の供与；
- IV - 公債の発行と償還；
- V - 金融機関の監督；
- VI - 連邦，州，連邦区および市郡の機関および団体が行う為替取引；
- VII - 地域開発向けの公的金融機関の一切の運営上の性格と条件を保障された，連邦の公的金融機関の機能の両立性。

第164条 通貨を発行する連邦の権限は，中央銀行が排他的にこれを行使する。

- § 1 中央銀行は，直接または間接的に，国庫および金融機関でないいずれかの機関または団体に貸付を行うことを禁止される。
- § 2 中央銀行は，通貨の供給または金利を規制する目的で，国庫が発行する証券を売買できる。
- § 3 連邦の利用可能資金は，中央銀行に預託される。州，連邦区，市郡および公権力の機関もしくは団体またはその統制下にある企業の利用可能資金は，法律に定める場合を除いて，公的金融機関に預託される。

第II節 予算について

第165条 行政府の発議にもとづく法律は、下記のを定める：

I - 多年度計画；

II - 予算編成方針；

III - 年次予算。

§ 1 多年度計画を制定する法律は、地域別に、資本の支出およびこれから生ずる他の支出ならびに継続中の計画に関する支出に対する連邦公行政の指針、目的および目標を定める。

§ 2 予算編成方針の法律は、次会計年度の資本の支出を含む連邦公共行政の目標および優先順位を定め、年次予算法の作成に指針を与え、税法上の変更について定め、かつ公的な開発金融機関のために投融資政策を定める。

§ 3 行政府は、各2カ月の終了後30日以内に、予算執行を要約した報告を公表する。

§ 4 本憲法に定める国家、地域および部門計画および実施計画は、多年度計画にもとづいて作成され、国会によって審議される。

§ 5 年次予算法は、次の事項を含む：

I - 連邦の三権府、その基金、公権力により設立されかつ維持されている財団を含む直接または間接行政の機関および団体に関連する財政予算；

II - 連邦が、直接または間接的に、議決権を有する会社資本の過半数を保有する企業の投資予算；

III - 社会保険に関連する直接または間接行政の全ての団体および機関、ならびに公権力により設立されかつ維持されている基金および財団を含む、社会保険の予算；

§ 6 予算法案は、歳入および歳出に関し、財政、税制および金融上の免除、赦免、軽減、補助および恩典が及ぼす効果の地域別の説明文書を添付する。

§ 7 本条§ 5のIおよびIIに定める予算は、多年度計画と両立するものとし、

その諸機能のうちで、人口基準に従い、地域格差を緩和する機能を有する。

§ 8 年次予算法は、歳入の見積額と歳出決定額に関係のない規定を含まない。この禁止には、たとえ歳入を予期するものであっても、法律の規定に従う補足的信用の開設、および、信用取引の契約の認可は含まれない。

§ 9 次の事項は、補足法の規定に属する：

I - 多年度計画、予算編成方針および年次予算法の会計年度、効力、期間、作成および組織について定めること；

II - 直接または間接行政機関の財務および財産管理の規範ならびに基金の設立および運営のための条件を定めること。

第166条 多年度計画、予算編成方針、年次予算および追加信用に関する法律案は、国会の両院により、その共通の内部規則に従って審議される。

§ 1 上院および下院議員の常設合同委員会には、下記の権限が属する。

I - 本条に言う法案および共和国大統領が毎年提出する会計報告を審査し、かつ意見書を送付すること；

II - 本憲法に定める国家、地域および部門計画および実行計画を審査し、かつ意見書を送付し、ならびに予算を監視および監査すること。ただし、第58条に従い創設された国会およびその議院の委員会を除く他の委員会の活動を妨げない。

§ 2 修正は、合同委員会に提出され、この委員会が修正に関して意見書を送付し、かつ内部規則に従い、国会の両院の本会議が審議を行う。

§ 3 年次予算法案に対する修正またはこの法案を変更する法案は、次の場合にのみ承認される：

I - 多年度計画および予算編成方針と両立可能である場合；

II - 必要な資金を指定する場合。ただし、次のものを除いて、支出の取消から生ずる資金のみが認められる：

a) 人件費およびその職務に対する費目；

b) 債務関連の役務；

c) 州、市郡および連邦区に対する憲法上の租税の移転、または

III - 次の事項に関連するものであること：

a) 誤差、脱漏の訂正；

b) 法案の本文の規定。

§ 4 予算編成方針の法案の修正は、多年度計画と両立しない場合には、承認されない。

§ 5 修正提案された部分の表決が合同委員会に付されていない限り、共和国大統領は本条にいう法案の変更を提案するため、国会に教書を送ることができる。

§ 6 多年度計画、予算編成方針および年次予算の法案は、第165条§ 9 にいう補足法の規定に従い、共和国大統領により国会に送付される。

§ 7 本条にいう法案に対しては、本節の規定に反しない限り、立法手続に関連する他の規範が適用される。

§ 8 年次予算法案の拒否、修正または否決の結果、支出相当分の額を欠く資金は、場合により、立法府の事前のかつ特別の承認により、特別または補足的信用を通じて利用できる。

第167条 次の事項は禁止される。

I - 年次予算法に含まれていない実施計画または企画の開始；

II - 予算上の信用または追加信用を超える支出の実行または直接債務の引受け；

III - 資本の支出総額を超える信用取引の実行。ただし、明確な目的を有する補足的または特別の信用の下で許可され、かつ立法府の絶対多数で承認されたものは除く；

IV - 機関、基金または支出に対し租税収入を拘束すること。ただし、第158条および第159条にいう租税の徴収額の配分、第212条によって決定されている教育の維持と発展のための資金の充当、および第165条§ 8 に定める歳入を予期して行う信用取引に対する保証の提供を除く；

V - 立法府の事前承認のないおよび支出相当分の資金の指定のない補足的または特別信用の開設；

VI - 立法府の事前の承認なしに、1 計画部門から他の計画部門へまたは一機関から他機関へ資金を置換し、再編成しまたは移転すること；

VII - 無制限な信用の供与または使用；

VIII - 第165条§5 に関するものを含む企業、財団および基金の必要分を供給しまたは不足分を充たすために、財政予算および社会保険の基金を立法府の特別の許可なく使用すること；

IX - 種類のいかんを問わず、立法府の事前の承認なく基金を設立すること。

§ 1 その執行が1 会計年度を越えるいかなる投資も、多年度計画に予め編入されることなく、またはこの編入を承認する法律なしに、開始することができない。これに反するときは、背任罪に問われる。

§ 2 特別のまたは臨時の信用は、認可される会計年度において効力を有する。ただし、その年度末の4 月中旬に、その認可行為が公布されるときはこの限りでなく、この場合、その残高の限度内での再開設は、次会計年度の予算に編入される。

§ 3 臨時的信用の開設は、第62条の規定を遵守し、戦争、国内騒擾または公的災害の発生の如く、予期し得ないかつ緊急な支出に充てるためにのみ認められる。

第168条 補足的および特別の信用を含む立法府、司法府および検察庁の機関に充当される予算割当てに相当する資金は、第165条§9 に関する補足法に従い、各月の20日までに交付される。

第169条 連邦、州、連邦区および市郡の現職および待命休職の人員費は、補足法に定める制限を超えることはできない。

単項 何らかの恩典もしくは報酬の増加の許与、職務の創設または職歴構成の変更、ならびに公権力によって設立されもしくは維持されている財団を含

む直接または間接の行政機関および団体によるいかなる名目の職員採用も、次の場合に限り行うことができる：

- I - 人件費の見積りおよびこれに由来する追加費用を充足するための十分な予算割当てがあらかじめある場合；
- II - 公社および公私合弁会社を除いて、予算編成方針法にもとづく特別の許可がある場合。